

令和2年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年8月17日

湯沢市農業委員会

第5回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年8月17日(月)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時35分

閉会 午後2時9分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後1時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	阿部 武彦
主 幹	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第4号 第1専門委員会第1回会議の報告
- ・報告第5号 第3回農地対策専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 申請許可状況
 - (3) 公共事業等に伴う転用の届出・農地法に基づく届出等の報告

3 議 案

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時 35 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 19 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、3 番 瀬川 等 委員、4 番 麻生 良子 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 5 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第4号 第1専門委員会第1回会議の報告をお願いします。
	(6番 宮原 正明 委員、挙手)
議長	6番 宮原 正明 委員。
6番	(第1専門委員会第1回会議報告)
議長	報告第4号 第1専門委員会第1回会議報告についてご質問はありますか。
	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第5号 第3回農地対策専門委員会の報告をお願いします。
	(10番 加藤 エリ子 委員、挙手)
議長	10番 加藤 エリ子 委員。
10番	(第3回農地対策専門委員会報告)
議長	報告第5号 第3回農地対策専門委員会報告についてご質問はありますか。
	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。

議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 6 件、面積 6,707.00 m²であります。解約理由は、法人の事業に供するためが 1 件、借人の都合によるが 1 件、借人死亡のためが 1 件、所有者の都合によるが 2 件、自作するためが 1 件となっております。</p> <p>次に 2 申請許可状況であります。先月の転用案件は 4 条が 1 件、5 条所有権移転が 2 件であります。4 条は秋田県農業会議常設審議委員会への諮問の必要がなく、7 月 8 日付けで許可しております。5 条所有権移転 2 件は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、7 月 20 日付けで許可しております。</p> <p>次に議案書 3 ページをご覧ください。3 公共事業等に伴う転用の届出は 7 件、届出の事由は電気通信事業携帯電話サービス及び通信可能地域拡大を図るための無線基地局設置のため、土地は字上荻生田 102-1 地内ほか、面積は 15.75 m²であります。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> <p>(議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>

阿部班長	議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 2 年 8 月 17 日提出。説明は以上です。
議 長	<p>ここで、議案書 7 ページの所有権移転申請番号第 21 号は 8 番 高橋 郁夫 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは所有権移転申請番号第 21 号を審議しますので、8 番 高橋 郁夫 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(8 番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後 1 時 46 分)</p>
議 長	事務局より説明をお願い致します。
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(農地法第 3 条の規定による許可申請所有権移転申請番号第 21 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 7 ページをご覧ください。所有権移転申請番号第 21 号は、地目が田、面積 1,077 m²であります。申請事由は相手方の要望であります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。所有権移転申請番号第 21 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(8 番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後 1 時 47 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 33 議事参与制限以外の案件について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 33 号議事参与制限以外の案件について、朗読説明)</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 1 件、面積 5,267 m²であります。申請事由は、農業廃止のためであります。</p> <p>次に議案書 6 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 1 件、面積 4,418 m²であります。申請事由は、兼業による経営縮小のためであります。</p> <p>次に議案書 7 ページから 9 ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は 8 件、面積 18,112.68 m²であります。申請事由は、申請番号第 13 号、14 号は自作地相互の交換のため、申請番号第 15 号は農業廃止のため、申請番号第 16 号、17 号は小作地解放のため、申請番号 18 号、19 号は相手方の要望による、申請番号第 20 号は生前一括贈与のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
10 番	<p>所有権移転申請番号第 15 号の譲受人の社会福祉法人はどのような事業を行う法人か。</p>
高橋主幹	<p>授産施設の設置経営と障害福祉サービス事業を行う法人であります。</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 33 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 8 月 17 日提出。</p> <p>議案書 11 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積は 740 m² あります。申請事由は経営拡張のためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 34 号の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 34 号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 12 ページをご覧ください。利用権移転は 1 件、面積は 4,980 m² であります。申請事由は経営を主宰するためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 34 号の利用権移転は計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を</p>

<p>議長</p>	<p>議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 4 項及び第 5 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 4 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 8 月 17 日提出。</p> <p>議案書 13 ページをご覧ください。議案付属資料は 12 ページから 18 ページをご覧ください。申請地は、三梨町字萩田 47-7、地目は田、面積は 132 m²であります。</p> <p>申請内容は、自宅前の市道に面した畑に車庫を建築するための転用であります。なお、転用許可を受けずに車庫が建築されていることから追認案件となっております。申請地は、湯沢市役所稲川庁舎から南へ約 1.9km、市立三梨小学校から南に約 0.9km の萩田（がつぎた）集落内に位置し、東側は宅地、西側は畑、南側は道路、北側は宅地に隣接しております。農地区分は、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地（その他農地）と判断いたしました。事業計画は、車庫 1 棟 31.80 m²を建築するものです。事業費は施設建物建設経費が 950,000 円、測量・登記経費 50,000 円、合計 1,000,000 円であります。資金計画は全額自己資金であります。被害防除計画については特にありません。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、第 2 種農地ではありますが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第 33 第 4 号に該当するものと考えます。また、申請者からは許可なく着工したことに対する顛末書が提出されております。</p>

議 長	<p>ここで、現地確認結果について、11 番 水戸 義昭 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(11 番 水戸 義昭 委員、挙手)</p>
11 番	<p>11 番 水戸 義昭 委員。</p> <p>議案第 35 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>7 月 29 日、3 番 瀬川 等 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしまいいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、コンクリート舗装され、車庫が建築されておりましたが、許可申請等が必要だったということを知らずに車庫を建築したものであり、顛末書も提出されたことを確認しております。そのほか、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第 35 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 22 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 8 月 17 日提出。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書 15 ページの賃借権設定申請番号第 2 号は 18 番 高橋敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは賃借権設定申請番号第 2 号を審議しますので、18 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(18 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 2 時 0 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(農地法第 5 条の規定による賃借権設定申請番号第 2 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 15 ページ、議案付属資料は 19 ページから 24 ページをご覧ください</p>

	<p>さい。申請地は、成沢字上堤 62-1 の内、62-2 の内、63 の内、地目は田、面積は 198 m²であります。</p> <p>申請内容は、大豆の生産量及び農業機械等の増加にともない、現在の作業場が手狭になってきたことから資材格納用のパイプハウスを整備するための転用であります。申請地は、下湯沢駅から南に約 100m の成沢集落内に位置し、東・西・南・北側は田に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第 1 種住居地域内にある農地であることから第 3 種農地と判断しました。事業計画は、パイプハウス 1 棟を整備し、ハウス内にコンクリートを打設するものです。事業費は、用地借上経費年額 1,980 円、施設・建物建設経費 1,344,000 円、計 1,345,980 円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、預金残高により確認しております。被害防除計画は特にありません。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第 3 種農地であり、周辺の土地に影響を及ぼす恐れもないことから特に問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、11 番 水戸 義昭 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(11 番 水戸 義昭 委員、挙手)</p> <p>11 番 水戸 義昭 委員。</p>
11 番	<p>議案第 36 号の農地法第 5 条の規定による賃借権設定申請番号第 2 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>7 月 29 日、3 番 瀬川 等 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 36 号の農地法第 5 条の規定による賃借権設定申請番号第 2 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第 36 号の農地法第 5 条の規定による賃借権設定申請番号第 2 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 36 号の農地法第 5 条の規定による賃借権設定申請番号第 2 号は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。退席者の着席をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(18 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 2 時 5 分)</p> <p>次に、議案第 36 議事参与制限以外の案件について事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 36 号議事参与制限以外の案件について、朗読説明)</p> <p>議案書 16 ページ、議案付属資料は 25 ページから 31 ページをご覧ください。申請地は、稲庭町字早坂 206-1、地目は畑、面積は 280 m²であります。</p> <p>申請内容は、生産量の増加に伴い資材置場が手狭になったことから、新たな資材置場を整備し円滑な資材搬入を行うための転用であります。申請地は、市立稲庭小学校から南に約 1.7km、湯沢市役所皆瀬庁舎から北へ約 1.9km の早坂集落内に位置し、東側は水路、西側は畑、南側は水路、</p>

北側は道路に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。事業計画は、高さ2m、土量428.66m³の造成を行い、鋼材を置くための資材置場を整備するものです。また、造成工事と併せて法定外公共用財産の水路と道路の工事を行うものです。事業費は、用地取得費200,000円、造成・整地経費3,000,000円、設計費300,000円、測量・登記経費200,000円、搬入費等諸経費300,000円、計4,000,000円で、資金計画は全額自己資金となっており残高証明により確認しております。被害防除計画は、東・西・南側は法面保護し、北側は法定外公共用財産の道路にすり付けるものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地ではありますが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33第4号に該当するものと考えます。

議長

ここで、現地確認結果について、11番 水戸 義昭 委員から報告願います。

議長

(11番 水戸 義昭 委員、挙手)

11番 水戸 義昭 委員。

11番

議案第36号議事参与制限以外の案件の現地確認について報告いたします。

8月4日、3番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をまいりました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。


議長

議案第36号議事参与制限以外の案件について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第 36 号議事参与制限以外の案件について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 2 時 9 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年8月17日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 3番 瀬川 亨 

署名委員 4番 麻生 良子 